

社会福祉法人 慈光園 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慈光園（以下「慈光園」という。）の役員の報酬、手当、及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 役員とは、慈光園の理事、評議員、及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 常務の役員報酬は、勤務実態に応じて慈光園給与規則に定めるところに準じて支給することができる。

2 理事長、並びに副理事長の月額報酬は、次の定める事項に該当する時は、支給することができる。

(1) 理事長、副理事長の報酬総額は、決算における事業活動収支差額(3)の35%の範囲内を1年間の報酬額とし、次の年度に支給することができる。

(2) 理事長は、1年につき400万円の範囲内とする。

(3) 副理事長は、1年につき180万円の範囲内とする。

(手当)

第4条 役員が理事会その他必要と認める会議等に参加した場合、1回につき20,000円を手当として支給するものとする。

(旅費)

第5条 役員が、理事会その他必要と認める会議に参加した場合の旅費については、慈光園旅費規則の定めるところによるものとする。

(支給日)

第6条 報酬等の支給日は、慈光園給与規則に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成16年8月20日から施行する。

第4条（手当）は、平成22年4月1日付けで改定し、同日より適用する。

第2条（定義）を定め、第3条（役員報酬）第2項を定め、及びその他の条文整理を、平成22年12月1日付けで改定し、同日より適用する。